

八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士資格(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。)取得又は、幼稚園教諭免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)取得を支援することにより、保育士及び幼稚園教諭免許状を有する者の増加を図り、子ども達を安心して育てることが出来るような体制の整備を行うことを目的とする。

2 補助金の交付は、八王子市補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年5月16日規則第19号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとし、予算の範囲内で行う。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、次の各号の事業を行おうとする施設を交付の対象とする。

(1) 認可外保育施設等保育士資格取得支援事業

認可外保育施設等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者(以下「認可外対象者」という。)が保育士資格を取得するために要した、法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」という。)の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)及び市から認定こども園の認可又は認定に係る計画承認を受けた施設(以下、「認定こども園等」という。)に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者(以下「保育教諭対象者(保育士資格取得)」という。)が「保育士試験の実施について(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知)別表の②及び③(以下「特例制度」という。)による保育士資格の取得等に要した、指定保育士養成施設の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する幼稚園教諭の雇上費の補助を行う。

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、幼稚園教諭免許状を有する者であって、当該施設が保育士として雇用し、かつ、雇用された年度に保育士資格を取得していた者(以下「幼免対象者」という。)が、特例制度により保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

(4) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者であって、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者（以下「保育教諭対象者（幼稚園教諭免許状取得）」という。）が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第18項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学やその他の施設（以下「大学等」という。）の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する保育士の雇上費の補助を行う。

(6) 保育士試験による資格取得支援事業

保育所等に対し、保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育士として当該保育所等に勤務することが決定した場合に保育士試験受験のための学習に要した費用の補助を行う。

(実施要件)

第3条

(1) 対象者

第2条第1号から第5号に定める事業の対象者は、次の①から⑤の事業ごとに掲げる八王子市内の施設（国又は地方公共団体が設置したものを除き、対象者が保育士証又は幼稚園教諭免許状（以下「保育士証等」という。）の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしているものに限る。以下「対象施設」という。）に勤務する者であること。また、保育教諭対象者（保育士資格取得）及び幼免対象者は、指定保育士養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。保育教諭対象者（幼稚園教諭免許状取得）は、大学等において幼稚園教諭免許状授与に必要な科目を受講し、教育職員免許法附則第18項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

第2条第6号に定める事業の対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、次の⑥の事業に掲げる対象施設に保育士として勤務することが決定した者であること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、この要綱に定める事業と趣旨の事業による貸付又は助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

① 認可外保育施設等保育士資格取得支援事業

ア 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所（以下「認証保育所」という。）

イ 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督

- 督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設
- ウ 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定する幼稚園をいう。以下同じ。）で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という）が構成する認可外保育施設
 - エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型・B型」という。）
 - オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの（以下「事業所内保育事業所」という。）
 - カ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認める施設

② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園等

③ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

ア 保育所（法第39条に規定する保育所をいう。以下同じ。）

イ 認定こども園等

ウ 認証保育所

エ 証明書の交付を受けた認可外保育施設

オ 小規模保育事業所A型・B型

カ 事業所内保育事業所

キ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認める施設

④ 保育所等保育士資格取得支援事業

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 市から認定こども園移行の承諾を得ている幼稚園

⑤ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業

認定こども園等

⑥ 保育士試験による資格取得支援事業

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 市から認定こども園移行の承諾を得ている幼稚園

エ 認証保育所

オ 証明書の交付を受けた認可外保育施設

カ 小規模保育事業所A型・B型

キ 事業所内保育事業所

ク 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認める施設

(2) 受講方法

対象者は、指定保育士養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）又は大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講により保育士証等を取得する。なお、保育教諭対象者（保育士資格取得）及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、指定保育士養成施設において、規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修することで、規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。また、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。

(3) 受講開始

指定保育士養成施設又は大学等（以下「養成施設等」という。）に入学した日、養成施設等からの受講許可を得た日又は受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日のいずれか早い日を受講開始の日とする。

(4) 代替保育士等及び代替幼稚園教諭雇上費

第2条第1号の事業にあつては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者（以下「代替保育士等」という。）、第2条第2号の事業にあつては、保育教諭対象者（保育士資格取得）の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）、第2条第5号の事業にあつては、保育教諭対象者（幼稚園免許状取得）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士」という。）に係る雇上費を補助する。

（補助対象経費等）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」とする。）、補助基準額及び補助率については別表1に定めるものとし、補助金交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額に補助率を乗じた金額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としないこととする。

(1) その他の検定試験の受講料

(2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 補講費

(4) 養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

(5) 保育士試験受験講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が定める期間

を超えて受講した場合に必要な費用

- (6) 養成施設等又は講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
 - (7) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - (8) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材費
- 3 算定した額に1円未満の端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。
 - 4 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設等の長又は講座実施事業者が証明する額若しくは、養成施設等又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。
 - 5 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、補助対象経費に該当しない。
 - 6 市長は、補助対象経費について、対象者が保育士証等の交付を受け、第3条第1号に定める対象施設に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、保育士証等の交付後1年以上対象施設に勤務すること。
 - 7 交付申請時点で養成施設等又は講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。
 - 8 本事業は、対象者が保育士資格・幼稚園教諭免許状を取得し、対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、第3条第1号に定める対象施設が対象経費を負担しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第5条 第2条第1号から第5号の事業を実施しようとする者は、「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金実施計画書(第1号様式)」(以下「事業計画書」という。)に、別表2に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。なお、事業計画書を提出できる期間は、第3条第3号に定める受講開始日の属する年度中とする。

- 2 前項に基づく事業計画書の提出は、第3条第1号に定める対象施設が行う。
- 3 対象者が事業計画書の提出前に受講を開始している場合は、養成施設等に在学していることが確認できる書類を提出すること。

(事業計画の認定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による事業計画書の申請を受けたときは、その内容を速やかに確認し、認定するときは「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金実施計画認定通知書(第2号様式)」により、認定しないときは「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金実施計画不認定通知書(第3号様式)」により通知する。

(交付申請及び実績報告手続)

第7条 補助金規則第6条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとするときには、「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金交付申請兼実績報告書(第4号様式)」に別表2に定める関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に基づく申請は、第3条第1号に定める対象施設が行うものとし、対象者が、保育士証等の交付を受け、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに行わなければならない。

(補助金の交付の申請手続きに係る留意事項)

第8条 対象者は、別表2に定める関係書類のうち、受講料等の経費の支払いがわかる資料については、特段の事由がない限り、領収書等の原本を添付して提出するものとし、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 領収書等は、対象経費について、養成施設等又は講座実施事業者が対象者を名宛人として発行した領収書(対象者が養成施設等又は講座実施事業者に対して振込を行った事実を金融機関が証明した書類(以下「振込証明書」という。)を含む。)を原則とし、クレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払いを行う契約を行った場合は、当該クレジット契約における証明書(クレジット伝票の控えに必要な事項を付記したものを含む。)とする。

(2) 領収書等には、次の事項が記載されていることとし、記載内容に不備があるもの又は訂正箇所があるものであって養成施設等又は講座実施事業者による訂正印又は署名のないものは無効とする。

ア 養成施設等又は講座実施事業者の名称

イ 支払者の氏名

ウ 領収額又はクレジット契約額

エ 領収額の内訳(入学料と受講料のそれぞれの額)

オ 領収日又はクレジット契約日

2 市長は、領収書等について必要な確認を終えた後は、これを複写した上で、原本を対象者に返却するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、補助金規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査等を行い、適当と認められたときは、別紙補助条件を付し、「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金交付決定兼確定通知書(第6号様式)」により通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(取下げ)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、以下のいずれかに該当する場合は、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするとき。この場合は、交付決定の通知を受けた日から15日以内に提出しなければならない。

(2) 補助金の要件を満たさなくなり、補助金の交付申請を取下げようとするとき。この場合は、事

実が明らかになった日から速やかに提出しなければならない。

(取下げの承認)

第11条 市長は、前条の取下げの提出があったときは、その内容を審査し、「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金交付決定取下げ・取消通知書(第7号様式)」により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 第9条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金交付請求書(第8号様式)」により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を支払う。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助を受けた者は補助金受領後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)」に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の取消し及び返還)

第14条 市長は助成金の交付を受けた事業実施者が補助金規則第15条に該当したときには、補助金の一部又は全部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、「八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金交付決定取下げ・取消通知書(別記第7号様式)」により、交付決定者に通知する。

(事業の実施期限)

第15条 対象者の実施期限は、受講開始日を起算として3年が経過する日の属する年度の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第6号に定める事業の実施期限は、交付申請を行った日の属する年度末とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を、市長が別に定めることができる。

(補助金制度の見直し)

第17条 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年(2025年)12月3日から施行し、令和7年(2025年)4月1日から適用する。

別表 1

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助率
(1) 認可外保育施設等保育士資格取得支援事業	養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料（養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料。以下この表において同じ。）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）。以下この表において同じ。）及び上記経費の消費税	ア 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり上限 300,000 円 イ 特例制度により保育士資格を取得する場合 1人当たり上限 100,000 円 ウ 「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別表①（以下「別表①」という。）により保育士資格を取得する場合 1人当たり上限 200,000 円	1/2
	代替保育士従事者を雇上げるのに要した費用	対象者 1 人 1 日当たり 8,040 円とし、1 月当たり 20 日を上限とする。	10/10
(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税	1人当たり上限 100,000 円とする。	1/2
	代替幼稚園教諭を雇上げるのに要した費用	対象者 1 人 1 日当たり 8,040 円とし、1 月当たり 20 日を上限とする。	10/10
(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税	1人当たり上限 100,000 円とする。	1/2
(4) 保育所等保育士資格取得支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税	ア 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり上限 300,000 円 イ 特例制度により保育士資格を取得する場合 1人当たり上限 100,000 円 ウ 別表①により保育士資格を取得する場合	1/2

		1人当たり上限 200,000 円	
(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業	養成施設等に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税	1人当たり上限 100,000 円とする。	1/2
	代替保育士を雇上げるのに要した費用	対象者 1 人 1 日当たり 8,040 円とし、1 月当たり 20 日を上限とする。	10/10
(6) 保育士試験による資格取得支援事業	保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に必要な入学料（講座入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書等教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税ただし、資格を取得した保育士試験の筆記試験日から起算して 2 年前の属する月の 1 日までのものとする。	1人当たり上限 150,000 円とする。	1/2

別表 2 様式提出時に添付が必要な関係書類

1 八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金実施計画書(第 1 号様式) ※第 2 条第 6 号に定める事業は不要	
関係書類	(1) 雇用証明書 (第 1 号様式別紙) (2) 養成施設等に通うことを証明する資料(例: 入学許可証、生徒手帳等) (3) その他市長が必要と認める書類
2 八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金交付申請兼実績報告書(第 4 号様式)	
関係書類	(1) 八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金実施計画認定通知書の写し ※第 2 条第 6 号に定める事業については不要。 (2) 八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金所要額内訳書 (第 5 号様式) (3) 雇用証明書 (第 1 号様式別紙)

<p>(4) 収支決算書 (第4号様式別紙)</p> <p>(5) 八王子市幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得支援事業補助金完了報告書 (第4号様式別紙2)</p> <p>(6) 受講料等の経費の支払いがわかる資料</p> <p>(7) 対象者の保育士証等の写し若しくはこれらに準ずる書類(保育士登録済通知書など)</p> <p>(8) 対象者が保育士証等の交付を受けた後、対象施設に1年以上勤務していること又は対象施設に1年以上勤務することが確認できる書類</p> <p>(9) 代替保育士等又は代替幼稚園教諭を雇用したことがわかる資料</p> <p>(10) 対象者の教育実習等の履修期間に代替保育士等又は代替幼稚園教諭へ給与が支払われていることが確認できる書類</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
--

※(9)及び(10)は代替保育士等及び代替幼稚園教諭を雇上げるのに要した費用を補助申請しない場合は不要とする。

別紙

補 助 条 件

- 1 用途目的以外に使用しないこと。
- 2 この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、市長は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- 3 事業実施者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。
 - (1)補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2)補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 4 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行と適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下、「適化法施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官又は文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を八王子市に納付させることがある。
- 6 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、事業実施者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。
- 9 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)」により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月 31 日までに市長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を

展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

10 市長は9の報告を受け必要がある場合には、当該仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

11 次の(1)～(5)までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1)偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4)保育対策総合支援事業費補助金、東京都現任保育従事職員資格取得支援事業補助金又は東京都幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金の交付決定で補助対象でないと判断されたとき。

(5)前各号のほか、八王子市補助金等の交付の手續等に関する規則その他の法令に違反したとき。

12 11により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。

13 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、指示又はその内容を報告すること。

14 補助事業に係る帳簿、領収書、その他の資料については、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管すること。ただし、補助事業により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官又は文部科学大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

15 市長若しくはその委任を受けた者又は八王子市監査委員の監査に応ずること。